

# 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性が判明した方へ

このお知らせは陽性者であることの証明の代わりとなりますので、大切に保管してください（なお、検査の結果、陰性となった方は保管していただく必要はありません。）

（医師又は医療機関記入欄）

患者名 \_\_\_\_\_ 様 受診日 令和4年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発症日 令和4年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

診療医療機関名： \_\_\_\_\_

医師名： \_\_\_\_\_

あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告します。（発生届「有」）→**1**

あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告しません。（発生届「無」）→**2**

## 1 届出対象の方

（医療機関から保健所への発生届「有」の方）

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方（入院の有無は問いません）
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

保健所から電話やSMS（※）で連絡します。  
保健所からの案内に従って、療養と健康観察を行ってください。

日中の症状悪化時のお問い合わせ先  
山城北保健所安心ホットライン（9～17時）  
（070-7811-0864～0866）

夜間の症状悪化時のお問い合わせ先  
京都府新型コロナ健康フォローアップセンター（健康相談班）（17～翌朝9時）  
（075-708-7159）

## 2 届出対象外の方

（医療機関から保健所への発生届「無」の方）

左記の①～④以外の方

保健所からの連絡はありません。

療養期間や療養中の過ごし方については本チラシを御参照いただき、御自宅で療養をしてください。

症状悪化時のお問い合わせ先

京都府新型コロナ健康フォローアップセンター（健康相談班）24時間対応

（075-708-7159）

※SMSとは、ショートメッセージサービスのことです。

### ●同居家族等の自宅待機について

感染された方の同居家族や施設等で濃厚接触者として特定された方は、「濃厚接触者」として、通勤・通学を含む不要不急の外出をお控えください。

生活必需品等について、やむを得ない場合は、感染対策に留意し、短時間の買い物はしていただいて差し支えありません。

### ●災害に備えて

あらかじめ、お住いの地域のハザードマップ等を確認し、避難場所について確認しておきましょう。

### ●療養証明について

保健所や健康フォローアップセンターからは、「療養証明書」は発行されませんが、

**1**届出対象の方は、「My HER-SYS」証明が利用できます。（発行に必要なIDは保健所からSMSで通知されます。）

（次ページに続く）

感染の可能性  
がある方へ



# 各種お問合せ・お申込みについて (1・2共通)

## ●食料品・生活必需品の調達が困難になった場合

下記に該当する方に生活支援物資を配布していますので、右QRコードからお申し込みください。(同一世帯に対して1セットのみの配布となります。)

**<配布対象者>** 症状がある方で次の①、②に該当する方  
 ※症状が軽快して24時間が経過し、感染対策に留意すれば、短時間の生活必需品の買い物はしていただいで差し支えありません。  
 ①家族、親戚、友人、インターネット等による食料調達ができない方  
 ②申請時点で残りの療養期間が4日以上の方(申請から配布まで最短でも3日程度はかかるため)

生活支援物資  
申込み



パルスオキシメータ  
申込み



## ●パルスオキシメータの貸出を希望される場合

基礎疾患などで健康不安がある方にパルスオキシメータを貸与していますので、右QRコードからお申し込みください。(同一世帯に対して1台のみ貸与)

## ●宿泊療養施設の入所を希望される場合

「重症化リスクの高い同居者に感染させたくない」等の理由で、宿泊療養施設への入所を希望される場合は、健康フォローアップセンター(075-708-7727)に御相談ください。

## 療養期間について


以下の条件を満たす日に療養解除となります。

療養期間  
の考え方



### 【①有症状患者の場合】(入院患者又は高齢者施設入所者を除く。)

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後<sup>※1</sup>24時間経過した場合

	0日目	1日目	2日目	...	X日目	X+1日目	...	7日目	8日目
	発症				症状 軽快			療養 最終日	外出 可能


24時間

7日目以降に症状軽快した場合は、症状軽快日+1日が療養最終日となります。

・解除後も10日間経過するまでは、自主的な感染予防行動<sup>※2</sup>や、検温など御自身で健康状態を確認してください。

### 【②無症状患者の場合】※検査で陽性となったが、いまだ発熱・咳などの症状が出ていない方

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	検体 採取	(陽性)						療養 最終日	外出 可能

5日目に検査キットで陰性が確認できた場合は、5日目が療養最終日になります。

・解除後も7日間経過するまでは、自主的な感染予防行動<sup>※2</sup>や、検温など御自身で健康状態を確認してください。  
 ・当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

※1 解熱剤を服用せずに発熱がなく(目安: 37.5度以下)咳などの呼吸器症状が改善している状態です。

※2 自主的な感染予防行動とは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けることです。

## ■京都府新型コロナ健康フォローアップセンターお問い合わせ先一覧■

こんなとき	相談先	電話番号
症状が悪化したとき	1届出対象の方 日中: 保健所安心ホットライン (9:00-17:00) 夜間: 健康相談班(17:00-9:00)	070-7811-0864 ~0866 075-708-7159
	2届出対象外の方 健康相談班(24時間対応)	075-708-7159
支援物資やパルスオキシメータを申し込みたい※電子申請が困難な場合のみ	支援物資班 (8:30-17:00)	075-254-7912
宿泊療養を申し込みたい	宿泊療養受付班 (8:30-21:00)	075-708-7727
療養上の注意点、濃厚接触者のことなどについて相談したい	総合相談班 (24時間対応)	075-708-2439